

大阪広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行細則
の一部を改正する規則のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行います。
- 2 個人情報の保護に関する法律施行令の改正に伴い、保有個人情報開示請求書等の様式における請求者等の本人確認書類を記載する欄から健康保険被保険者証の項目を削除します。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行します。